工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第367号

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第1項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第6号の規定に基づき公告する。

平成28年5月10日　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　敬

（平成28年3月23日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
160374ＪＰ	県北生コン協同組合 宮崎県延岡市土々呂町六丁目2965番地	県北生コン協同組合　共同試験場 宮崎県延岡市土々呂町六丁目2965番地	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験 骨材試験 石灰・セメント・ガラス化学分析試験
160375ＪＰ	仙台コンクリート試験センター株式会社 宮城県多賀城市町前一丁目9番52号	仙台コンクリート試験センター株式会社 宮城県多賀城市町前一丁目9番52号	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験 金属材料引張試験

日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年9月29日制定）の一部を次のように変更する。

平成28年3月31日　日本郵政共済組合代表者　西室　泰三

第15条を次のように改める。

第15条　削除

第18条第2号中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に改める。

第24条中「第2項及び第3項」を「第4項及び第5項」に、「第69条」を「第69条第1項」に改める。

第30条第1号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ため」を「ために」に改める。

第31条第1項の表中「47.47／1,000」を「46.87／1,000」に、「6.06／1,000」を「5.79／1,000」に、「94.94／1,000」を「93.74／1,000」に、「12.12／1,000」を「11.58／1,000」に改め、同条第2項の表中「47.47／1,000」を「46.87／1,000」に、「6.06／1,000」を「5.79／1,000」に改める。

附　則

1　この変更は、平成28年4月1日から施行する。

2　変更後の第31条第1項及び第2項の規定は、平成28年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更について

（平成二十八年三月三十一日文部科学大臣認可二十七受文科高第二五七五号）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

第三条第一項第五号中「その他の不服申立て」を削る。

第十九条第一号及び第二号を次のように改める。

一　任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

二　前年（一月から三月までの標準報酬月額にあっては、前々年）の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての加入者の同月の標準報酬月額の平均額を共済法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

第二十三条の表傷病手当金付加金の項を次のように改める。

傷病手当金付加金	加入者（任意継続加入者を除く。）が、共済法第二十五条において準用する組合法第六十六条第一項の傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日以後六月間の範囲内において、なお療養のため引き続き勤務に服することができないとき（同条（第一項、第四項、第五項及び第八項を除く。）及び共済法第二十五条において準用する組合法第六十九条第一項の規定の例によるとしたならば傷病手当金の支給を受けるべきこととなるときに限るものとし、資格喪失の日以後であるときを除く。）	一日につき、共済法第二十五条において準用する組合法第六十六条（第四項、第五項及び第八項を除く。）及び共済法第二十五条において準用する組合法第六十九条第一項の規定の例により計算した額

第二十六条第二項の表中「千分の八十八・二」を「千分の九十六・四五」に、「千分の七十四・四五」を「千分の八十二・三二」に、「千分の十一・二五」を「千分の十一・六三」に、「千分の七十六・九五」を「千分の八十四・八二」に、「千分の八十七・六五」を「千分の九十五・九」に、「千分の九十五・二」を「千分の百三・三二」に、「千分の十一・六三」を「千分の十七・四五」に改め、同条第三項の表中「千分の八十七・六五」を「千分の九十五・九」に、「千分の七十四・四五」を「千分の八十二・三二」に、「千分の十一・二五」を「千分の十一・六三」に、「千分の七十六・四」を「千分の八十四・二七」に、「千分の九十五・二」を「千分の百三・三二」に、「千分の十一・六三」を「千分の十七・四五」に改める。

第三十一条第一項中「あっては区」の下に「又は総合区」を加える。

第二条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十年三月三十一日文部科学大臣認可十九諸文科高第四百七号）の一部を次のように変更する。

附則第二項中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。

第三条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十七年九月三十日文部科学大臣認可二七受文科高第千三百四十四号）の一部を次のように変更する。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附　則

1　この変更は、平成二十八年四月一日から実施する。

2　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程（次項において「変更後の規程」という。）第二十六条の規定は、平成二十八年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

3　変更後の規程第十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額について適用し、同日前に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額については、なお従前の例による。

平成二十八年五月十日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団